

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県外からの若者等の定住人口拡大のために、「市町村」又は「市町村及び団体を構成員に含む協議体」が実施するにいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

- (1) 補助対象経費は、当該補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。
- (2) 補助対象者は、「市町村」又は「市町村及び団体を構成員に含む協議体」とする。「市町村」が実施する場合には、実施にあたって団体と協働すること。なお、団体とは、企業、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等とし、次のいずれかに該当する団体は対象外とする。
 - ア 著しく特定の個人又は協議体の利益を図る活動を実施している団体
 - イ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く）を主たる目的とする団体
 - ウ 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体
- (3) 補助金額は、知事が補助対象経費の2分の1以内（ただし、1,000千円を上限とする。）の金額（1千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）で交付する。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知

事の承認を受けること。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に通知する日までに提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業計画書（別記第2号様式）
- (2) にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業収支予算書（別記第3号様式）

(変更の承認申請)

第5 第3の(1)又は(2)により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による計画変更承認申請書に、添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 経費の配分の変更にあつては、補助金の額に変更がない場合もしくは補助金の減額が20%以下の場合
- (2) 事業の内容の変更にあつては、補助金の額に変更を生じない変更であつて、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて、変更することにより事業目的の達成に支障が生じない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 第3(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第5号

様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止又は廃止しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第8 第3の（4）の規定により知事の指示を求める場合には、別記第6号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げ）

第9 規則7条の規定による期日とは、補助金の交付決定を受理した日から起算して30日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第10 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定に係る年度の9月30日現在において別記第7号様式による状況報告書を作成し、10月15日までに知事に提出して行うものとする。ただし、基準日において既に事業が完了している場合にはこの限りではない。

（実績報告書）

第11 規則第12条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付にあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（補助金の概算払）

第12 知事は必要があると認めるときは、概算払いの方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、別記第11号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(情報の保護)

第13 当事業に係る個人情報、新潟県個人情報保護条例に基づき管理を徹底する。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	① インターンシップ生に係る経費 (インターンシップ中の滞在住居費、保険料、情報発信活動費など)
	② コーディネート料
	③ 受入先謝金
	④ 雑費
	⑤ その他

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

新潟県知事 様

申請者 団体名
住所
代表者職氏名 印

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金交付申請書

平成 年度にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金の交付を受けたいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円 (上限1,000千円)
- 2 事業実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業計画書 (別記第2号様式)
 - (2) にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業収支予算書 (別記第3号様式)

(別記第2号様式)

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業計画書

事業実施主体	
事業期間 (予定)	年 月～ 年 月を予定
補助額/ 全体事業費	千円/ 千円
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 提案に係る地域の現状・課題を記入してください。2 上記1を踏まえ事業の目的を具体的に記入してください。(事業のねらい、事業実施する理由等)3 事業内容を具体的に記入してください。(想定されるインターンシップメニュー等)4 事業実施の体制(連携する団体や事業の進め方(直接・委託等))を記入してください。5 受入規模(予定している人数や期間)6 概略スケジュールを記入してください。7 期待される成果等について記入してください。

(別記第3号様式)

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	積算根拠
合 計		

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	積算根拠
合 計		

(別記第4号様式)

平成 第 年 月 日

新潟県知事 様

申請者 団体名
住所
代表者職氏名 印

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったにいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業について、下記のとおり変更したいので、にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金交付要綱第5の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の事業計画書と収支予算書 別添のとおり
(変更前と変更後を比較できるように記載すること。)

(別記第5号様式)

平成 第 年 月 日

新潟県知事 様

申請者 団体名
住所
代表者職氏名 印

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった、にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金交付要綱第7の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 添付書類

交付決定通知書の写し

(別記第6号様式)

平成 第 年 月 日

新潟県知事 様

申請者 団体名
住所
代表者職氏名 印

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったにいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業について、予定期間内に完了しないと見込まれる（遂行が困難となった）ので、にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金交付要綱第 8の規定により承認されるよう申請します。

記

1 事業名

2 予定期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由

(別記第7号様式)

平成 年 月 日
第 号

新潟県知事 様

申請者 団体名
住所
代表者職氏名 印

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったにいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業について、新潟県補助金等交付規則第10条の規定により9月30日の状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
 - (1) 事業費の額 円
 - (2) 期間中の支出額(概算) 円
- 3 実施状況(※期間中に実施した内容を箇条書きで簡潔に記載すること。)

(別記第8号様式)

平成 年 月 日
第 号

新潟県知事 様

申請者 団体名
住所
代表者職氏名 印

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったにいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業について、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添付して実績を報告します。

記

【添付書類】

- (1) にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業成果報告書 (別記様式第9号)
- (2) にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業収支精算書 (別記様式第10号)
- (3) 支出に関する証拠書類 (領収書等又はその写し)
- (4) その他

(別記第9号様式)

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業成果報告書

事業実施主体	
事業期間	年 月～ 年 月
補助額／ 全体事業費	千円／ 千円
事業内容	※事業の実績（インターンシップの受入地域（企業）、提供メニュー、人数、期間、その後のフォロー等）
事業実施により 得られた成果	※受入成果、支援成果、波及効果、今後の展望等

(別記第10号様式)

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業収支精算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予算額 A	決算額 B	差 額 B-A	積算根拠
合 計				

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予算額 A	決算額 B	差 額 B-A	積算根拠
合 計				

(別記第11号様式)

平成 年 月 日
第 号

新潟県知事 様

申請者 団体名
住所
代表者職氏名 印

にいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金概算請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があったにいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 概算払請求額
- 3 概算払いを必要とする理由 (※資金計画書を添付すること。)